



大宜味村

No.177

令和4年12月1日

2022年

議会だより



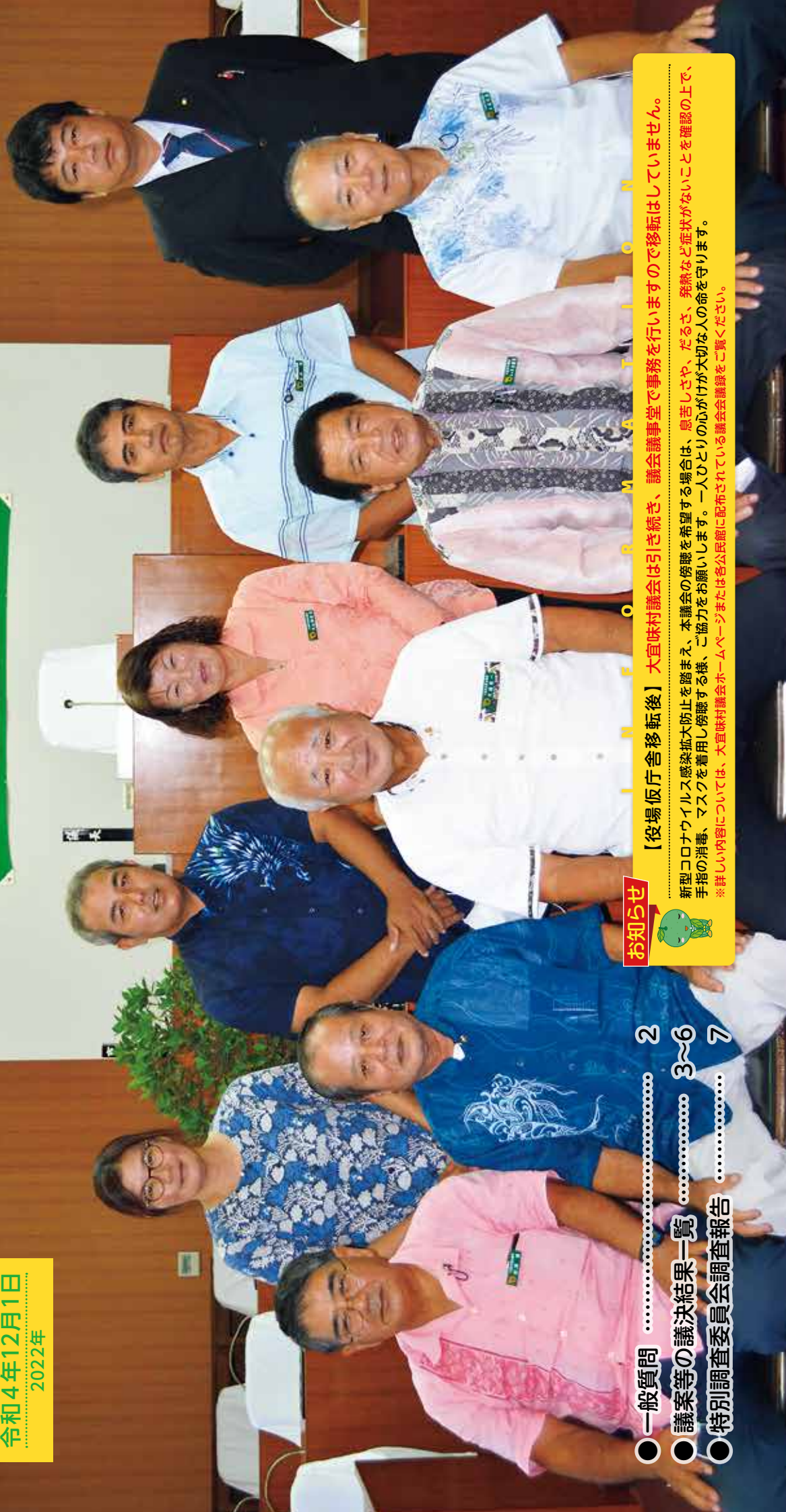
議会

ホームページも

見てね!



詳しい内容については、大宜味村議会ホームページまたは各公民館に配布されている議会会議録をご覧ください



お知らせ

- 一般質問 2
- 議案等の議決結果一覧 3~6
- 特別調査委員会調査報告 7

【役場仮庁舎移転後】大宜味村議会は引き続き、議会議事堂で事務を行いますので移転はしていません。

新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえ、本議会の傍聴を希望する場合は、最前しきや、だるぞ、発熱など症状がないことを確認の上で、手指の消毒、マスクを着用し傍聴をお願いします。一人ひとりの心がけが大切な人の命を守ります。

※詳しい内容については、大宜味村議会ホームページまたは各公民館に配布されている議会会議録をご覧ください。



議長就任あいさつ

村民の皆さまには、日ごろより議会に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。このたび、大宜味村議会議員選挙後の9月28日の臨時議会におきまして、議員の皆様のご推挙により第19代大宜味村議会議長に就任いたしました。身に余る光栄に存じますとともに、浅学菲才を顧みまして責任の重さを一層痛感いたしております。また、各常任委員会等の委員の選任を初め、各種構成も相整い、議会として正式に今任期の活動を開始した次第であります。

さて、就任に際し、本年4月より施行されております「大宜味村議会基本条例」にもございますように、議会は村長と同様に村民から直接選挙で選ばれた村民を代表する機関であり、村民の負託に応える活動をし、議会は多数数による合議制の機関としての特性を生かして、村民の意思を村政に的確に反映させるための使命が課せられております。我々議員は改めてその基本に立ち返り、村民の代表かつ代弁者として、建設的な

村民の意見を可能な限りくみ上げ、村政の場へと運ぶとともに、行政に反映するための審議を尽くしつつ、議会制民主主義を重んじながら、村政を推進していかなければなりません。行政は独任制の機関として、議会は合議制の機関として、この二元代表制の理念のもと、村民の負託に応える最善かつ最良の結果を追求していくことが必要と考えます。それと同時に、行政、議会両者が正しく相携え、ともに村民の信託に応える関係性でなければなりません。このような基本を主軸として、地方自治の伸展と住民福祉の向上のため専心努力いたします所存でございます。

どうか、村議会に対し、村民の皆様方の絶大なる御支援・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、村民皆様方の御多幸を心から祈念し、就任のごあいさつといたします。

令和4年12月

大宜味村議会議長 大城 佐一





大城 邦彦 議員

ター滝の増水等による事故 防止対策を問う

問1 令和4年8月6日発生のター滝増水で多くの人が一時孤立し、東京の25歳女性が流され死亡した。増水での死亡事故は今回初めての事例であり、多くの県民や国内外の観光客が来場して自然を満喫しに来ており、安心・安全にトレッキングが行われるよう事故防止対策を早急に取る必要がある、次のことについて伺う。

①ター滝事故防止安全協議会の設置は？

今回の事故を受け、トレッキング者の安全対策のため、協議会を組織し、安全管理マニュアルの見直しや増水時の対応強化が必要では。

②安全設備等の設置は？

気象台からの情報を早期に知らせるための緊急放送設備の設置、増水等の緊急時に安全に救助活動を行えるようにするワイヤー等の救助用設備の設置検討。

③救助隊がロープなどで対岸に渡り救助を行う場所は個人用地となっており、買取など検討できないか伺う。

答 宮城功光 村長

1点目の安全協議会の設置について、今後、協議会又は委員会の形での設置を検討している。

2点目について、自然資源の自由使用の自己責任の観点、また防災スピーカーの設置が

かなりの高額であったことから見送ってきた。今回の事故後、包括連携協定を結んでいる沖繩セルラー株式会社の提案を受け、バッテリー型の電波で飛ばせる防災スピーカーの設置を検討している。

3点目の個人用地については、重点施策内部検討委員会において協議はされているが、用地代が高額なことから、実施には至っていない。

問2 6日の午後2時50分頃

に雨雲の存在を把握し、観光協会の職員2人が川に上って、すれ違った人にすぐ戻るよう呼びかけながら滝つぼに向かった。滝は僅か10分で赤土が混じった濁流に一変し、現場付近では1・8メートルほど水位が上昇していたという。

そういう状況の中で、緊急放送することが、第一の安全が守られるかと思っている。個人有地の件ですが、家も朽ち、ブロックや木の重なり状況で、

救助活動や誘導する場所もこの場所を通らないといけない。個人有地を確保、借りるなりできないか。

答 島袋幸俊 副村長

スマホを使って、早期に通報できるよう、試験的に近々やることになっており、そのあたりの実証実験も重ねながらいい方向にやっていきたい。

答 福地亮 企画観光課長

この土地の運用方法についてはかなりのお金がかかります。もし購入となった場合は、約2500万円ほどになりそうです。ほかの提案がないか検討していきたい。

行政への意見

今回の亡くなった方のその事例を考えますと、やはり一歩でも二歩でも進めていたいただきたい。

議案等の議決結果一覧

令和4年 第6回(9月)定例会

令和4年9月13日～22日の10日間の日程で第6回定例会が行われ、次のとおり決定された。

番号	件名	議案等の概要	結果
承認 第6号	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第5号))	地方自治法第179条第1項の規定による専決処分、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の事業変更に伴う1586万9千円の増額補正。	承認 全会一致
議案 第35号	財産の貸付について(カシアの試験栽培)	貸付財産 喜如嘉山・根路銘の村有地の一部 貸付相手 エスピー食品株式会社	可決 全会一致
議案 第36号	財産の貸付について(長寿と癒しの森エリア)	貸付財産 根路銘・押川の村有地の一部 貸付相手 大宜味サーキュラービレッジ(株)	可決 全会一致
議案 第37号	令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約について	指名競争入札による契約 契約金額 1億263万円 契約相手 有限会社 山城建設	可決 全会一致
議案 第38号	大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約について	指名競争入札による契約 契約金額 1億10万円 契約相手 株式会社 丸孝組	可決 全会一致
議案 第39号	財産の取得について(大宜味村新庁舎什器・議場家具購入)	指名競争入札による契約 契約金額 1億318万円 契約相手 株式会社 エマオ	可決 全会一致
議案 第40号	令和3年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	地方公営企業法第32条第2項に基づく処分 141万5千円	可決 全会一致
議案 第41号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第6号)	2億5420万2千円の増額補正 内、前年度繰越金:1億2770万1千円 普通交付税:9209万1千円	原案可決 全会一致
議案 第42号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	9935万5千円の増額補正 内、前年度繰越金:7527万円	原案可決 全会一致
議案 第43号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	624万9千円の増額補正 内、前年度繰越金:254万9千円	原案可決 全会一致
議案 第44号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	58万5千円の増額補正 (前年度繰越金308万5千円から繰入金250万円を減額した)	原案可決 全会一致
議案 第45号	令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	322万2千円の増額補正 (前年度繰越金のみ)	原案可決 全会一致
議案 第46号	「塩屋小学校跡地活用事業利活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会」報告について	報告者 塩屋小学校跡地活用事業利活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会 委員長 吉浜 覚	可決 賛成多数

認定 第1号	令和3年度大宜味村一般会計 歳入歳出決算認定について	歳入総額:47億2378万1494円 歳出総額:42億7445万8418円 繰越額:9162万2千円 実質収支額:3億5770万1076円	認 定 全会一致
認定 第2号	令和3年度大宜味村国民健康 保険特別会計歳入歳出決算認 定について	歳入総額:5億2837万4954円 歳出総額:4億5300万4592円 実質収支額:7537万362円	認 定 全会一致
認定 第3号	令和3年度大宜味村簡易水道 事業特別会計歳入歳出決算認 定について	歳入総額:1億3487万5664円 歳出総額:1億2527万6531円 繰越額:5万円 実質収支額:954万9133円	認 定 全会一致
認定 第4号	令和3年度大宜味村公共下水 道事業特別会計歳入歳出決算 認定について	歳入総額:4224万4374円 歳出総額:3657万8551円 繰越額:8万円 実質収支額:558万5823円	認 定 全会一致
認定 第5号	令和3年度大宜味村後期高齢 者医療特別会計歳入歳出決算 認定について	歳入総額:3774万1468円 歳出総額:3431万9151円 実質収支額:342万2317円	認 定 全会一致
認定 第6号	令和3年度大宜味村工業用水 道事業会計決算認定について	事業収入額:513万8125円 事業費用額:382万1441円	認 定 全会一致
報告 第7号	令和3年度沖縄県町村土地開 発公社事業報告及び決算報告 について	地方自治法第243条の3第2項の規定による報告	報 告
報告 第8号	令和3年度決算に基づく健全化 判断比率について	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費率、 将来負担率はいずれも早期健全化基準値以下であ ることを報告する 実質公債費率:8.3%(基準値25%)	報 告
報告 第9号	令和3年度決算に基づく資金不 足比率について	簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会 計、工業用水道事業会計は経営健全化基準以下で あることを報告する	報 告
陳情 第11号	「駐留軍関係離職者等臨時措 置法」の有効期限延長に関する 陳情	全駐留軍労働組合沖縄地区本部より 各関係省庁へ有効期限再延長に関する要請行動 の陳情	採 択 全会一致
陳情 第12号	持続可能な農業生産基盤の確 立に関する要請	沖縄県農業協同組合より 肥料価格の高騰に対する支援策、飼料価格の高騰 に対する支援策、再生産可能な価格形成に向けた 理解醸成についての要請	採 択 全会一致
意見案 第1号	「駐留軍関係離職者等臨時措 置法」の有効期限延長に関する 意見書	新型コロナウイルスの影響もあり、県内の失業率が全 国よりも高い水準の状況の中で、大規模な人員整理等 が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の 道は容易ではなく、地域的な雇用情勢はパニック状態 に陥ることは必定であるため、厚生労働大臣、防衛大 臣に対し有効期限延長に関する意見書の提出を行う	原案可決 全会一致

令和4年 第7回(9月)臨時会 改選後の初議会

令和4年9月28日の日程で第7回臨時会(初議会)が行われ、次のとおり決定された。

番 号	件 名	議案等の概要	結 果
	議長の選挙	指名推薦による議長の決定	当選人 大城佐一
	副議長の選挙	指名推薦による副議長の決定	当選人 平良嗣男
	常任委員会委員の選任	指名推薦による各委員会委員の決定	名簿の とおり
	議会運営委員会委員の選任	指名推薦による委員会委員の決定	名簿の とおり
	国頭地区行政事務組合議会議員の選挙	指名推薦による国頭地区行政事務組合議会議員の決定	当選人 大城邦彦 平良嗣男
	沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙	指名推薦による沖縄県介護保険広域連合議会議員の決定	当選人 大山美佐子
	沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	指名推薦による沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の決定	当選人 吉浜 覚
同意 第2号	監査委員の選任について	指名推薦による議員選出監査委員の決定 議会選出監査委員 宮城 貢 議員	同 意 全会一致

令和4年 第8回(10月)臨時会

令和4年10月6日の日程で第8回臨時会が行われ、次のとおり決定された。

番 号	件 名	議案等の概要	結 果
議案 第47号	令和4年度 村営宮城団地改修工事の請負契約について	指名競争入札による契約 契約金額 5720万円 契約相手 株式会社 山城重機	可 決 全会一致
議案 第48号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第7号)	5827万7千円の増額補正 主な内容として:電力・ガス食品等価格高騰 緊急支援給付金事業費での増額	原案可決 全会一致
報告 第10号	専決処分の報告について	大川川護岸改修工事の工事変更契約について	報 告

大宜味村議会議員名簿

自 令和4年9月28日
任期
去 令和8年9月27日

議席番号	職名	氏名	所属委員会名
1	経済建設常任委員会 副委員長 議会広報委員会 副委員長	みやぎ みつぐ 宮城 貢	経済建設常任委員会 広報常任委員会
2	経済建設常任委員会 委員長 議会運営委員会 副委員長	みやぎ よしはる 宮城 良治	経済建設常任委員会 議会運営委員会
3	総務常任委員会 委員長	おおしろ くにはこ 大城 邦彦	総務常任委員会 議会運営委員会
4		おおやま みさこ 大山 美佐子	広報常任委員会 総務常任委員会
5	議会広報常任委員会 委員長	みやぎ みわこ 宮城 美和子	広報常任委員会 経済建設常任委員会
6	議会運営委員会 委員長	まえだ たかし 前田 孝	議会運営委員会 総務常任委員会
7		あらさき こいち 新崎 悟一	広報常任委員会 経済建設常任委員会
8	総務常任委員会 副委員長	よしはま さとる 吉濱 覚	議会運営委員会 総務常任委員会
9	副議長	たいら つぐお 平良 嗣男	議会運営委員会 経済建設常任委員会
10	議長	おおしろ さいち 大城 佐一	総務常任委員会

賛否分かれたもの

○:賛成 ×:反対 欠:欠席
退:棄権と意思表示しての退場
※議長は採決には加わっていません。
※安里重和議員は7月31日付で退職のため、
第6回定例会は採決にはおりません。

結果		大城 佐一	宮城 良治	仲井間 宗利	大山 美佐子	大城 邦彦	宮城 貢	吉浜 覚	安里 重和	平良 嗣男 (議長)
令和4年第6回定例会		○	○	×	×	○	○	×	/	-
議案第46号	賛成多数	○	○	×	×	○	○	×	/	-

特別調査委員会調査報告

令和4年8月24日

大宜味村議会議長
平良 嗣男 殿「塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖
事業の承認、取り消し処分等の調査」に関する特別委員会

委員長 吉浜 覚

委員会調査報告

本委員会に付議された事件について、地方自治法第100条の規定に基づき調査したところ、その結果は以下のとおりでありましたので、大宜味村議会会議規則第77条の規定により提出いたします。

1. 調査の趣旨

村が塩屋小学校跡地活用事業においてバナメイエビ養殖事業の承認や取り消し処分を行ったために損害賠償請求事件となっている。行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されているのか、議会の権限である調査権（法第100条第1項）を発動して真相究明する必要がある。

2. 調査特別委員会の設置

(1) 設置の議決 令和4年5月12日第3回臨時議会

地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を新たに設置した「塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査」に関する特別委員会に委任した。

(2) 委員会の定数 9名

(3) 調査経費（予算） 令和4年度 30万円

(4) 委員長・副委員長・委員氏名

委員長	吉浜 覚	副委員長	仲井間 宗利
委員	大城 佐一	委員	宮城 良治
委員	大山 美佐子	委員	大城 邦彦
委員	宮城 貢	委員	友寄 景善（令和4年6月末辞職）
委員	安里 重和（令和4年7月末辞職）		

3. 調査事件

- 塩屋小学校跡地活用事業活用募集から今年（令和4年）4月26日までの事務処理に関する事項
- シージュース株式会社・一般財団法人大宜味ユーティリティーセンター・琉球フーズ株式会社の事業目的、企業に関する事項
- バナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分の事務処理に関する事項
- バナメイエビ養殖事業の承認のための地域住民に対する説明、同意や養殖施設整備のための意思決定、工事着手の確認に関する事項

4. 委員会の開催状況

開催年月日

第1回 令和4年6月24日（金） 午前10時00分～ 議事堂委員会室

- ・本委員会の略称
- ・調査事項の再確認
- ・本委員会の運営（進め方）
- ・その他

- 第2回 令和4年7月28日(木) 午前10時00分～ 議事堂委員会室
・延会(※執行部に対しての請求資料の中で被告の表現が不十分のためにより審議未了)
- 第3回 令和4年8月5日(金) 午前10時00分～ 議事堂委員会室
・参考人出頭請求確認 ・問題点の検証と質問事項の取りまとめ
・今後のスケジュール
- 第4回 令和4年8月9日(火) 午前10時00分～ 議事堂委員会室
・参考人意見聴取(企画観光課長兼プロジェクト推進室長)
・その他
- 第5回 令和4年8月24日(水) 午前10時00分～ 議事堂委員会室
・調査内容の協議及び整理 ・委員長調査報告及び委員長報告内容

5. 記録、資料の提出

- ① 塩屋小学校跡地活用事業利活用募集から今年4月26日(訴訟)までの経緯の説明資料
- ② 要領、会議録、申請書、回答書(承諾書)、説明資料等
 - ・塩屋小学校跡地活用事業利活用募集要項
 - ・シージュース株式会社公募申請書(契約書含む)
 - ・村公共施設跡地活用方策調査検討委員会 検討事項結果報告書
 - ・公共施設跡地活用事業選考結果通知書
 - ・一般社団法人大宜味ユーティリティーセンターとの賃貸借契約書
 - ・一般社団法人大宜味ユーティリティーセンターからの事業計画及び貸付物件の変更承認申請書
 - ・事業計画及び貸付物件の変更承認回答書
 - ・バナメイエビ養殖事業の承認のための地域住民に対する説明、同意・養殖施設整備のための意思決定、工事着手の確認に関する事項が分かる資料
 - ・村主催説明会資料(県同席 塩屋公民館)
 - ・バナメイエビ養殖事業再承認及び地下海水井戸掘削申請書(村受理日が分かる資料)
 - ・旧大宜味小学校体育館(バナメイエビ養殖事業再申請に係る住民説明資料)
 - ・旧塩屋小学校体育館(バナメイエビ養殖事業再申請に係る住民説明資料)
 - ・バナメイエビ養殖事業再申請及び地下海水井戸掘削申請、不承認通知書(村)
 - ・区長会説明資料(撤去に関する説明)
 - ・損害賠償事件(訴状)
- ③ 法人の事業目的、企業に関する事項
 - ・シージュース株式会社(登記簿謄本)
 - ・一般社団法人大宜味ユーティリティーセンター(登記簿謄本)
 - ・琉球フーズ(登記簿謄本)
- ④ 追加資料の提出
 - ・旧塩屋小学校跡地利用一般社団法人大宜味ユーティリティーセンターバナメイエビ養殖事業再申請に係る住民説明会 会議録(令和3年11月8日・旧大宜味小学校体育館)
 - ・旧塩屋小学校跡地利用一般社団法人大宜味ユーティリティーセンターバナメイエビ養殖事業再申請に係る住民説明会 会議録(令和3年11月9日・旧塩屋小学校体育館)
- ⑤ 記録提出請求書の2. 提出を求める記録別紙中の字句の訂正
 - ・「被告村長」を「被告 大宜味村 代表者村長 宮城功光」に訂正

6. 調査の内容

調査事件の(1)塩屋小学校跡地活用事業活用募集から今年(令和4年)4月26日までの事務処理に関する事項、(2)シージュース株式会社・一般財団法人大宜味ユーティリティーセンター・琉球フーズ株式会社の事業目的、企業に関する事項、(3)バナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分の事務処理に関する事項、(4)バナメイエビ養殖事業の承認のための地域住民に対する説明、同意や養殖施設整備のための意思決定、工事着手の確認に関する事項について、村企画観光課長兼プロジェクト推進室長福地

亮を参考人招致して、調査事件の4項目を包括し次のとおり意見聴取したところ調査内容は次のとおりである。また、参考人からの意見聴取については議事録（※調査目的の限界により議事録の一部削除）を添付している。

- ① 契約は申請した者と締結すべきではないか。なぜ、申請時の委任状の受任者と契約しているのか、公明性に疑問があり事務遂行上違法性はないかとの質問に対し、この募集要項又は応募の様式の中から、新規法人を立ち上げる場合は認められているものになりますので、違法性は無いということになりまして、それは弁護士の方に以前から確認しておりましたので、違法性はないという認識と説明をしている。
- ② 許可なく運動場にフェンスを設置しているとしているが、どのように設置確認をしたのかとの質問に対し、フェンスが設置されているのを我々が知ったのが、住民からの連絡によって現地確認をしている。現地確認をしたところ、設置途中の状態であって、未申請と未許可のものであったため、整備をストップさせたものであると説明をしている。
- ③ 許可を得た範囲を超えて水槽を設置しているが、申請で何槽、許可で何槽なのか。また、設置確認はいつ行ったのかとの質問に対し、令和2年3月3日受付の学校跡地活用事業計画の申請においては、第1期工事として3槽、第2期工事として8槽、インターネットで確認すると2槽は完全に範囲外。設置確認については、着手届などの書類提出や着手の報告も無く、工事着手の確認はできていない。また、環境省に200㎡までは届のいかない範囲であり、それを超えると届が必要と。さらに、地域の理解を得ることについて、書面等については正直無かったと説明をしている。
- ④ 新規事業を実施するのにあたり、地域の理解を得ること。（書面で理解を得たことを相互に確認できる資料を残しておくことが望ましい）事業実施について、各種関係法令等を遵守し関係機関との調整を十分に図ることとなっているが、どのように承諾内容の確認及び工事着手の確認をしたのかとの質問に対し、工事着手の確認はできてない。分からなかったというところが正直な回答になる。法的な国立公園の手続きの関係で、環境省に200㎡までは届のいかない範囲で中西さんと最終確認をしたと説明をしている。
- ⑤ 住民説明会等を開催するなどして、住民や漁民等の理解をえることを条件に令和2年3月に事業追加を承認したとしているが、どのような内容で承認したのか。また、地域の理解を得て行われるべき小学校跡地活用事業として承認できないと不承認の回答があるが、事業変更（追加）と事業再開時の行政判断の違いは何かの質問に対し、この最初申請があった時に説明会をして欲しい、説明会をしなければならぬというところも含めて求めておりましたが、コロナの状況でできなかったと報告があって、出来なかったことに対して我々としても大きな反省であり、同意を得ることが完全ではない内容になっている。地域の住民の理解を得ることを条件に許可をしたが確認をしていないが、新たな特産品、雇用も拡大できるというものも期待されたということが、大きな承認の要因になっている。
また、不承認にした理由は、この事業の契約違反が続いたところであり、ガジュマルの損傷であったり、未許可のフェンスの設置等と。最終的な説明会で、再開申請に伴う事業説明を求めて、住民意見についても賛成することがない状況でほとんどが反対で、住民の理解がこれで完全にならぬとあり、課長会・村長も含めての庁議まで含め、不承認とした経緯となっていると説明をしている。

参考人から ①～⑤項目の意見聴取を調査特別委員会で確認した。

7. 調査の報告

調査事件の(1)塩屋小学校跡地活用事業活用募集から今年（令和4年）4月26日までの事務処理に関する事項、(2)シージュース株式会社・一般財団法人大宜味ユーティリティーセンター・琉球フーズ株式会社の事業目的、企業に関する事項、(3)バナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分の事務処理に関する事項、(4)バナメイエビ養殖事業の承認のための地域住民に対する説明、同意や養殖施設整備のための意思決定、工事着手の確認に関する事項について、村から記録・資料の提出を求めたうえで、村企画観光課長兼プロジェクト推進室長を参考人招致して調査事件の4項目を包括的に「6. 調査の内容」のとおり意見聴取を行った。

①、③、④、⑤については、質疑はなく、②の「許可なく運動場にフェンスを設置しているとしているが、どのように設置確認をしたのか。」の項目については委員より質疑があり、「運動場にフェンス設置してるということですが、これは当初の申請書に計画は有ったのか、無かったのか。」との質疑に対し、参考人より「当初の計画ではございませんでした。話も聞いておりませんでした。」という回答があった。

質疑後に最終的な確認を行った際には、反対意見等もなく、参考人からの意見聴取の結果、行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されていることを全会

一致で確認した。

本議会も、村民や役場当局の理解と信頼を得るべく努力をし、今後において大宜味村議会は二元代表制の立場から、村当局と車の両輪のごとく村民福祉の向上を目指して村政運営の一翼を担っていきけることを切に願っている。

【討論】令和4年第6回(9月)定例会 ※宮城功光前村長の任期は10月6日まで

議案第46号 「塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分の調査に関する特別委員会」委員長報告について (報告者 吉浜覚 委員長)

反対討論 (吉浜 覚 議員)

本議案は、村が塩屋小学校跡地活用事業においてバナメイエビ養殖事業の承認や取り消し処分を行ったために損害賠償請求事件となっている。行財政の運営や事務が適正に執行されているのか、議会の権限である調査権を発動して真相究明する必要があることを調査の趣旨としている。しかし、本委員長報告の調査報告には「質疑後に最終的な確認を行った際には、反対意見等もなく、参考人からの意見聴取の結果、行財政の運営や事務が適正に執行されていることを全会一致で確認をした」とあるが、議会の権限である調査権や議会制度を蔑ろにするもので意義を申し上げる。よって、適性に行政運営がされているならば訴訟はあり得ない。村が敗訴や和解で村財政負担がないことが求められている。また、村長は、住民説明会や議会で被告は大宜味村であるので村民皆が訴えられているのだと本末転倒の説明をし、このことに同調する議員もいて印象操作を感じさせられる。さらに、村長選挙に立候補するため辞職した元議員もこれまでの村の対応を問題にしている点も無視できない。本年度から施行された大宜味村議会基本条例によると、(村民参加及び村民との連携) 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならないとあるが住民に説明責任を果たしたことになるので、行財政の運営や事務が適正に執行されている旨の本議案に対して反対せざるを得ません。どうか、本議案に対して各議員の反対の意思を求め討論とします。

賛成討論 (宮城 貢 議員)

今回の『塩屋小学校跡地の活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会』委員長報告について賛成の立場で討論を行います。本委員会調査報告は、1 調査の趣旨は、村が塩屋小学校跡地活用事業においてバナメイエビ養殖事業の承認や取消処分を行ったために損害賠償請求事件になっている。行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されているか。議会の権限である調査権(法第100条第1項)を発動して真相究明する必要があると定義されている。2 調査特別委員会の設置、3 調査事件、4 委員会の開催状況、5 記録・資料の提出、6 調査の内容、7 調査の報告となっています。調査報告の締めは、質疑後に最終的な確認を行った際には、反対意見等もなく、参考人からの意見聴取の結果、行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されていることを全会一致で確認した。皆さん、おかしくありませんか。今回の100条委員会の設置は一体何だったのでしょ。調査の趣旨は真相究明され、何一つ疑惑もなく全会一致で承認されました。今回の100条委員会の設置は、選挙前に新聞の記事にして村長には疑惑があるのだと大宜味村議会を選挙の愚に利用したことであったと思われ。令和4年6月議会で、私の問いに対し、宮城功光村長は「大宜味村議員が『ぜひ裁判に持って行ってほしい。悪くても和解の話が出てくるはずだから、そういう風に進めたらどうか』と言っていただくとお聞きした」と答えました。村民を裏切り、相手原告側に立つ村民に対し怒りをもって今後も話していきたいです。今後、再び100条委員会が設置されるかもしれません。次期村長予定者が、沖縄タイムス、琉球新報の紙面で『裁判の和解を考えている』と原告側にメッセージを送っています。裁判の和解は、大宜味村に金銭の支払いが発生するという事です。村民への重大な背任行為です。裁判継続中の現在、村当局からの説明を聞かず、原告利害関係者からの情報で判断しての発言は、今後、行政事務手続きより政治判断で行政を進めていくと、100条委員会の設置を村民から要望されていくと思います。よって議員各位のご理解と賛同を賜りますようお願い申し上げ賛成の討論といたします。

100条調査って何だろう!?

大宜味村議会では、5月の臨時会で100条調査を行うための特別調査委員会が設置されました。どういう権限に基づいて、どういう調査を行えるかを説明します。

■ 100条調査権について

議会は地方自治法第96条に規定する権限を行使して活動をしているが、いわゆる100条調査権は、地方自治法第100条に根拠を有する議会の調査権である。すなわち、議会は、当該普通地方公共団体の事務に関し調査を行うことができるという権限である。100条調査権はその行使に際し、地方自治法により選挙人その他の関係人に対し、出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

■ 行使主体について

100条調査権は、地方自治法第100条第1項に「地方公共団体の議会が」と規定されているため、行使主体は本議会にある。ただし、あらかじめこれらに関する議会の権限を委員会に委任する旨の議決を経れば、委員会において100条調査権を行使することは可能である。

■ 行使の相手方について

100条調査権の行使の相手方は、地方自治法第100条第1項に規定されている「選挙人その他の関係人」と同条第10項に規定されている「当該普通地方公共団体の区域内の団体等」である。

■ 100条調査権の範囲について

地方自治法第100条第1項に規定のとおり原則として当該普通地方公共団体の事務に関するものであって、自治事務も法定受託事務も調査の対象となる。

■ 調査範囲の限界について

- (1) 目的上の制約による限界
- (2) 司法権との関係による限界
- (3) 検察権との関係による限界
- (4) 執行機関との関係による限界
- (5) 基本的人権との関係による限界である。

(1) 目的上の制約による限界とは

100条調査権が地方公共団体の事務に関し議会が条例の制定改廃、予算審議等の諸権能を行使するために補助的に与えられた調査権能であることから、当該目的を達成するために必要な範囲に調査が限られることである。

(2) 司法権との関係による限界とは

議会が行う100条調査により裁判官が裁判を行うに当たって重大な影響を及ぼすような調査をすることができないことであり、特に裁判内容についてその内容の適否を判断するような調査は、判決確定の前後を問わず許されない。

(3) 検察権との関係による限界とは

検察が行う起訴、不起訴に関する事項について圧力をかけるような調査であったり、検察が行う捜査の内容に重大な影響を及ぼすような調査はできないことである。

(4) 執行機関との関係による限界とは

執行機関に裁量権が委ねられている事項については、裁量権の逸脱、濫用が認められない限り、100条調査権の対象とならないことである。

(5) 基本的人権との関係による限界とは

憲法で保障されている個人の思想や信条、信教に係る領域について100条調査権の対象とならないことである。また、個人の秘密やプライバシーに関する事項の暴露のための調査も、100条調査の対象となり得ない。(憲法第38条)

■ 調査報告書について

調査報告書の作成については、委員会における経過と結果について、委員会が協議により作成する。しかし、実務上、委員会の協議により報告書を作成するには多くの時間を要するため、一般的には委員長が報告書の原案を作成し、委員会において協議しまとめるのが適当であり、その場合も最終的には委員会の議決が必要である。



大宜味村議会議員 退職者花束贈呈

仲井間 宗利 氏

仲井間宗利議員が、議員の任期満了により9月27日付で退職いたしました。

平成26年9月に初当選し、2期8年間を務めました。在職期間中は、経済建設常任委員会副委員長、議会運営委員会委員等を歴任。



長年お疲れ様でした!

広報委員会研修会

県町村議会議長会が主催する広報委員会の研修会に出席しました。



さとうきび政策確立 沖縄県農業者代表者大会

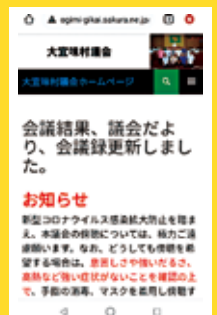
「さとうきび政策確立沖縄県農業者代表者大会」に出席しました。



大宜味村議会ホームページのご案内

<http://ogimi-gikai.sakura.ne.jp/site/>

- 大宜味村議会ホームページでは、議会の予定、結果、会議録、議会だより等が閲覧できます。
- スマートフォンからはQRコードをご利用ください。



- 発行/大宜味村議会 〒905-1392 沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久157番地
- 編集/議会広報常任委員会 TEL (0980) 44-3117 FAX (0980) 44-3344
- 印刷/株式会社ちとせ印刷 〒901-2131 沖縄県浦添市牧港2丁目1番5号 TEL (098) 879-5814